

コミュニティバス「広陵元気号」
お買い物ポイントカード制度の拡充に伴う
募集要領

広陵町企画部企画政策課

コミュニティバス「広陵元気号」お買い物ポイントカード制度拡充に伴う募集要領

1 概要

当町のコミュニティバス「広陵元気号」の利用者に乗車毎にお買い物ポイントを1ポイント付与し、20ポイント貯まると、広陵元気号沿線の協賛事業者の指定商品と交換できる制度で、平成29年11月から運用している。

昨年度の広陵元気号利用者数は、51,893人であり、年々増加しており、お買い物ポイントカード制度の利用も定着してきている。また、令和元年10月1日から「広陵元気号」をより住民ニーズの高い新たな運行ルート及びダイヤで運行することから、新たな運行に合わせて、制度を拡充する。

2 目的

お買い物ポイントカードの制度を拡充させることにより、制度利用者に対しては、選択肢の幅が広がり、制度を利用したことが無い方には、新たな魅力が生まれる。このことにより、広陵元気号に対する利用満足度向上が諮られ、結果として広陵元気号及び協賛事業者の利用者増加に繋がり、町全体の活性化を図ることとなる。

3 運用開始時期

令和元年10月1日（火）開始

4 応募可能協賛事業者

原則として、広陵元気号の運行ルート（令和元年10月1日から運行する新ルート）上、又は広陵元気号のバス停から徒歩5分圏内（バス停から400m程度）の協賛事業者のみ応募可

※運行ルートについては、別紙1を参照

5 応募方法

別紙2に必要事項を記入の上、メール、持参又は郵送で応募すること

<メール>

kikakuka@town.nara-koryo.lg.jp

<郵送先>

635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

広陵町企画部企画政策課 広陵元気号担当

6 募集期間

令和元年7月19日（金）まで
応募状況により、募集期間を変更する場合あり。

7 応募から協賛事業者決定までの流れ

応募があり次第、個別に事務局から制度の説明及び簡単なヒアリングを実施し、協賛事業者として決定する。

※制度の説明及び簡単なヒアリングについては、随時実施する。

8 現在の協賛事業者

イズミヤスーパーセンター広陵店
スーパーエバグリーン広陵店
エコール・マミ

9 お買い物ポイントカードのポイント付与方法

広陵元気号に乗車する際、申し出により乗務員がポイントカードに押印する。

※広陵元気号の路線間の乗り継ぎの際も、押印することとする。

※ポイントカードの再発行及びポイントの合算は行わない。

※新しいポイントカード（1ポイント押印済み）は、広陵元気号車内で交付する。

10 指定商品との交換

20ポイント貯まったポイントカードを協賛事業者に持参し、ポイントカードと指定商品を引き換えることとする。

※指定商品は、100円程度の物又はサービスとし、これに要する費用は、協賛事業者負担とする。

※有効期限は1年とする。

※指定商品と交換後のポイントカードは、協賛事業者で保管し、毎月5日までに町が回収し、集計する。